

施行法第一條又は 第二條で認められた免許状の種類	下欄の必要とす る年数と単位で 取得できる免許			必要とする教職経験年数と単位			特例の第七條がなく なつた場合(昭和三十 一年三月三十一日以後)
	(昭和二十一年三月三十 一日までにこの年数に なればよい)	必要とする単位(昭和三十 一年三月三十日までにこればよい)	年数	単位			
二級普通免許状	一級普通免許状	一〇年以上	一般教養と教科に 關する専門科目に よる専門科目	一〇	二三作	五年	四五位
假免許状	二級普通免許状	五年以上	一〇	一〇	一五	三	一五
臨時免許状	假免許状	五年以上	一〇	一五	一一五	三	三〇

### 教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

(昭和十五年八月四日法律第三百四號)

教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第二百四十八號)

の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和二十八年三月三十一日」を「昭和三十  
一年三月三十一日」に改める。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 昭和二十五年度栄養士試験施行要領

### 一、試験施行の場所

札幌・仙台・東京・大阪・廣島・福岡

### 二、試験日時

昭和二十五年十月二十八日(土)から毎日午前九時から  
昭和二十五年十月二十九日(日)まで午後三時まで

### 四、受験資格

調理(調理理論)

6 食品學第一部(食用動植物・食品化學)  
7 食品學第二部(食品生產加工及び貯藏・食用微生物)  
8 食品衛生學

3 栄養學第一部(栄養學概論)  
4 栄養學第二部(栄養化學・栄養生理學・栄養病理學)  
5 栄養・第三部(母性栄養・乳幼兒栄養・學童栄養・病弱者  
栄養・食物史)

新制高等學校を卒業した者、通常の課程による十二年以上の  
學校教育を終了した者、舊中學校令による中等學校を卒業し  
た者または文部大臣がこれらと同等以上の學力を有すると認

めた者であつて、二年以上榮養の実務の見習をした者に限る

## 五、願書提出期間及び提出場所

昭和二十五年八月二十一から昭和二十五年九月三十日までに  
住所地の都道府県衛生部内臨時栄養士試験事務所に到着する  
よう提出すること。

## 六、受験票の交付

受験願書を受理した場合は、その旨本人に通知する。

七、試驗手數料

受験場は昭和二十五年十月二十七日（午前九時から午後四時まで）に各受験地の都道府縣衛生部において右通知書と引き換えに交付するから、受験者は右の所に出頭のうえ受験票を受け取りかつ試験場等を照合すること。

## 八、出願の書類

二百圓の印紙を用いて、これを試験願書にちよう附すること  
願の書類

國朝

新制高等學校卒業證明書、通常の課程による十二年以上の學校教育終了證明書、舊制中等學校卒業證明書又は文部大臣がこれらと同等以上の學力を有すると認めた證明書。

榮養の學術理論に基き、榮養士の實務の見習を二年以上して

たことを説明する。書類（勤務先の長の證明書）  
9 寫眞（手札形、臺紙は縦十二種・横七・五種とし、出願前  
六ヶ月以内に脱帽で撮影したものであつて、その裏面に撮影

年月日及び氏名並びに受験地を記入すること

受験證書受理通知のための返信用封筒（切手をちよう附し）  
かつて先を明記すること)

### 九、受験地・住所・氏名等の變更

受験願書提出後は、受験地の変更は許さない。

受験願書提出後に住所または氏名を変更した者は、直ちに厚生省公衆衛生局内染疾試験事務所（東京都千代田区霞ヶ関1-1）に届け出ること。

## 七、試験合格者の發表

昭和二十六年一月三十一日に厚生省公衆衛生局内榮養士試験事務所及び各都道府縣衛生部において發表し合格證書は住所地の都道府縣衛生部を經由して本人に交付する。

附表樣式（用紙美濃紙）

印二百圓

本籍  
住所(ふりかなをつけること)

私儀榮養士試験を受験致したいから、履歴書、その他の證明書及び寫眞を添えお願いする。

希望號驥地

厚生大臣

殿氏名圖